

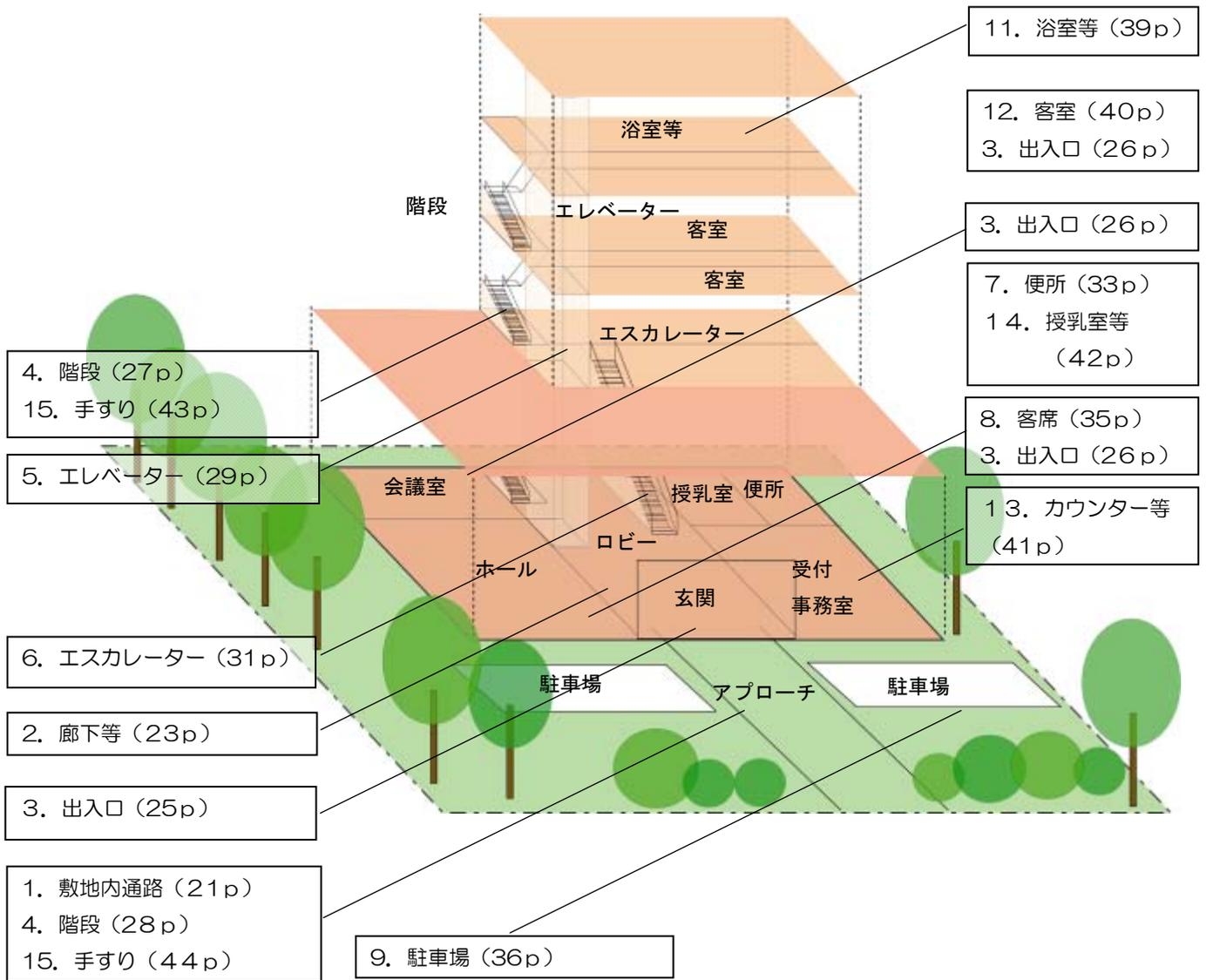
### Ⅲ. 建築物の項目別整備の考え方

望ましい整備指針は、具体的な措置の画一的な適用を意図したものではなく、事業者や設計者等が「考え方」を理解し、その考え方を具体化した「措置」を選択し、採用することを想定したものである。

Ⅲ章では、建築物についての項目別整備の考え方を、Ⅱ章で示した整備等にあたっての5つの視点より整理している。なお、一つの考え方が複数の視点より整理できる場合、便宜上より強い視点に分類して記述している。

◆建築物の諸室等と整備項目の関連イメージ図

(例) ホテル



**施設全体**  
 10. 案内表示 (37p)  
 (参考) 情報提供、人による対応、施設管理 (104p)

敷地内通路は、敷地に接する歩道や駐車場から建築物の出入口に至る経路等である。敷地出入口から、建築物の出入口までの経路が容易に把握でき、段や高低差が生じないように計画する。やむを得ず高低差ができる場合には、使えない人がないように配慮する。また、車いす等を考慮して十分な幅を確保する。

### ●共用できる空間づくり

- ・ 敷地に接する歩道から建築物の出入口まで、高低差や段ができないようにする。
- ・ 表面は濡れても滑りにくく、車いすの走行性や視覚障害者の白杖の使用なども考慮したとする。
- ・ 通路幅は、車いす同士のすれ違いを考慮する。（他の様々な利用やすれ違いにも対応が可能となるため。）
- ・ 傾斜路を設ける場合は、車いすやベビーカーなどでの利用がしやすい勾配や仕上げとし、安全性を十分確保する。
- ・ 色彩や照明などを工夫し、通路や段差、傾斜路等の部分がはっきりと認識できるようにする。
- ・ 安全確保や移動補助等のために、傾斜路や段があるところでは手すりを設置する。
- ・ 案内板やモニュメント等の設置にあたっては、有効幅員を狭くしたり、連続誘導を妨げないように配慮する。

### ●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 高低差がある場合、傾斜路を苦手とする人たちもいることを考え、階段などを併設し、経路を選択できるようにする。
- ・ 長い傾斜路は設置しない。やむを得ず設置する場合は、手動車いすをこぎ続ける負担が大きいため、昇降機による移動と選択ができるようにする。
- ・ 接続する歩道から出入口までの間に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

### ●分かりやすい空間づくり

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすい舗装材の色や模様とする。

### ●使いやすい空間づくり

- ・ 長い移動が負担となる人のために休憩スペースを設置する。
- ・ 屋根を設けるなど、雨天時などにも使いやすい通路とする。

## ●安全な空間づくり

- ・ 安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。
- ・ 交差したり、屈曲するところは見通しをよくする。
- ・ 植え込みや塀を設ける場合は、幼児、車いす使用者の存在が認識できるものとする。
- ・ 視覚障害者にとって、目に止まりにくいものや白杖で認識しにくいもの（腰から上にあるものなど）は、避けきれない障害物となることもあるので設けない。
- ・ 車路と歩道が接する場所、段に接する部分、駐車場に接する部分などの危険な個所では、視覚障害者への注意喚起や間違っ進入してしまわないよう措置をする。

### 敷地内通路の整備例



廊下、ロビー、ホールは、建築物の出入口や利用居室、便所等を相互に結ぶ経路である。廊下等は段や高低差が生じないようにし、建築物の出入口では、目的とする場所までの経路が把握できるよう計画する。やむを得ず高低差ができる場合には、使えない人がないように配慮する。また、車いすなどを考慮して十分な幅を確保する。

### ●共用できる空間づくり

- ・ 廊下は、高低差や段ができないようにする。
- ・ 表面は濡れても滑りにくく、車いすの走行性や視覚障害者の白杖の使用なども考慮したものとする。
- ・ 廊下幅は、車いす同士のすれ違いを考慮する。（他の様々な利用やすれ違いにも対応が可能となるため。）
- ・ 傾斜路を設ける場合は、車いすやベビーカーなどでの利用がしやすい勾配や仕上げとし、安全性を十分確保する。
- ・ 色彩や照明などを工夫し、廊下や段差、傾斜路等の部分がはっきりと認識できるようにする。
- ・ 安全確保や移動補助等のために、傾斜路や段があるところでは手すりを設置する。
- ・ 案内板やモニュメント等の設置にあたっては、有効幅員を狭くしたり、連続誘導を妨げないように配慮する。

### ●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 高低差がある場合、傾斜路を苦手とする人たちもいることを考え、階段などを併設し、経路を選択できるようにする。
- ・ 長い傾斜路を設置しない。やむを得ず設置する場合は、手動車いすをこぎ続ける負担が大きいため、昇降機による移動と選択ができるようにする。
- ・ 出入口から案内設備まで、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

### ●分かりやすい空間づくり

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすい舗装材の色や模様とする。

### ●使いやすい空間づくり

- ・ 聴覚障害者の利用に配慮し、顔の表情や手話、口話を読み取れるだけの明るさを確保する。
- ・ 長い移動が負担となる人のために休憩スペースを設置する。
- ・ 壁と車いすの接触に留意し、車いすフットレストあたりを設置する。

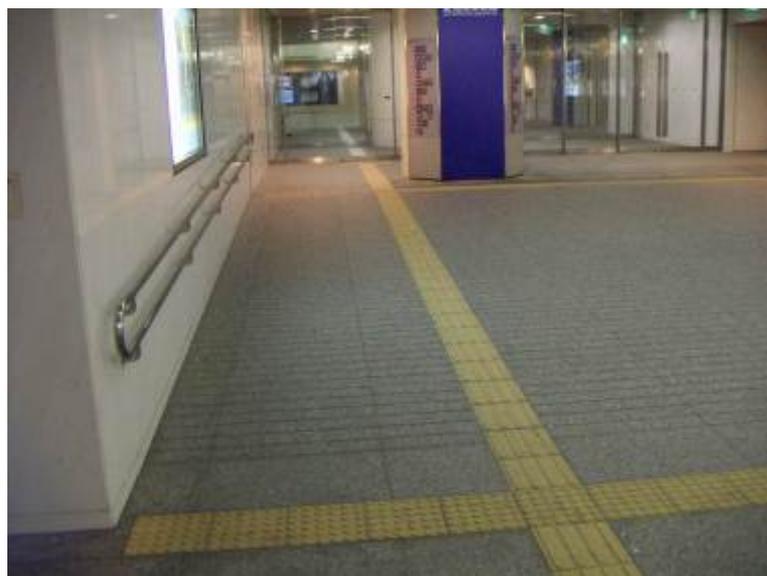
## ●安全な空間づくり

- ・ 交差したり、屈曲するところは見通しをよくする。
- ・ 床材、壁材を工夫し、転倒、衝突時の危険性を軽減する。
- ・ 窓は転落の危険がないよう留意する。
- ・ 視覚障害者にとって、目に止まりにくいものや白杖で認識しにくいもの（腰から上にあるものなど）は、避けきれない障害物となることもあるので設けない。
- ・ 段に接する部分、階段及び踊場の上端部、傾斜路の上端部などの危険な個所では、視覚障害者への注意喚起や間違って進入してしまわないような措置をする。

### 廊下の整備例



### 傾斜路の整備例



出入口は、建築物や居室を利用するにあたって、すべての人が円滑に通過できるようにすることが必要である。

扉を設ける場合には、認識しやすく、容易に通過できる形式とする。また、受付カウンター等は、適切に遭遇できるよう、建築物の出入口から見通しの良い位置に設置する。

#### ●共用できる空間づくり

- ・ 出入口には段や高低差を設けず、誰もが通過しやすい寸法、仕上げ、戸の形式とする。
- ・ 主要な出入口は自動扉とし、起動装置や安全センサーなど車いす使用者や視覚障害者等の通過も考慮したものとする。
- ・ 出入りの際などに雨等がかからないよう配慮する。
- ・ 弱視等は扉とその周辺の区別に困難を感じるが多いため、扉部分を認識しやすいデザインとする。
- ・ 建築物の出入口から見通しの良い位置に受付カウンターを設ける。またはインターホンを設ける。
- ・ 施設名称や室名などは立位の、車いす使用者、弱視等に見やすいように設置する。

#### ●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 視覚障害に配慮し、玄関付近では必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックや音、点字、触知などによる案内を行う。
- ・ 視覚障害に配慮し、点字等により室名を表示する。
- ・ インターホンを設けて対応する場合は、聴覚障害にも配慮し、対応状況が分かるものとする。

#### ●分かりやすい空間づくり

- ・ 車いす使用者が利用できる出入口を分かりやすく案内する。

#### ●使いやすい空間づくり

- ・ 履き替えが必要なときは、履き替えがしやすいよう手すりや腰掛などを設ける。壁と車いすの接触に留意し、車いすフットレストあたりを設置する。

#### ●安全な空間づくり

- ・ 戸の周辺では近接する階段によって車いすの転回に支障がないよう、また転落の危険がないよう考慮する。

- 衝突防止のため、扉の向こう側が認識しやすいよう扉に透過部分を設ける。なお、総ガラスとした場合、ガラスと分かるように模様などを入れる。
- 手動外開き戸を併設するなど、玄関の戸は非常時に対応できるようにする。
- 防火戸は下枠の段がない車いす使用者が通過できるものとするなど、避難時に高齢者や障害者等が利用しやすいものとする。
- 夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。

#### 出入口の整備例



#### 受付の整備例



階段は上下移動のための、段々状になった構造物であり、歩行の負担になりやすく、転落、転倒等の事故が起こりやすい場所である。安全面も含めて、上り下りしやすい勾配や仕上げ、段の認識しやすさを確保するとともに、手すりを設置する。

#### ●共用できる空間づくり

- ・ 階段の形状は直階段または折り返し階段とし、転倒時の危険防止等を考慮し、踊場を設ける。
- ・ 階段は緩勾配とし、つまずきにくく、滑りにくいものとする。
- ・ 杖使用者などでも上り下りしやすい階段の有効幅員を確保する。
- ・ 歩行困難者、高齢者、視覚障害者、児童等の昇降時利用に配慮し手すりを設ける。
- ・ 色彩や照明などを工夫し、段などの部分がはっきりと認識できるようにする。

#### ●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 車いす使用者等に対し、傾斜路やエレベーターを併設する。

#### ●分かりやすい空間づくり

- ・ 表記を大きくするなど、誰もが見やすい階数表示を行う。
- ・ 視覚障害者への案内として、手すりに点字案内を設ける。

#### ●安全な空間づくり

- ・ 段の上端、下端を知らせ、注意を喚起するために視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。
- ・ 階段の始点、終点は通路から後退させるなど衝突や転落などがおきないようにする。
- ・ 避難階段の出入口は、高齢者や障害者が開閉・通過しやすいものとする。

## 階段の整備例



エレベーターはかごが上下することにより、安全かつ円滑に上下移動できる設備であり、下肢に障害のある人、体力が低下している人、ベビーカーの子ども連れ等にとって有効なものである。

このため、分かりやすい位置に設けるとともに、利用形態に合わせ、ホールやかごの大きさを確保する。また、視覚・聴覚障害等に配慮した表示や操作とする。

### ●共用できる空間づくり

- ・ エレベーターの所在が分かりやすいように設置する。
- ・ 弱視等に配慮し、扉、壁、床などの空間を認識しやすいものとする。
- ・ 乗降ロビーに高低差を設けない、かごとロビーの隙間を小さくするなど、乗り降りしやすいものとする。
- ・ 昇降方向、停止予定階、現在位置を示す表示や手すりなどを設置する。
- ・ かごの到着、ボタン位置や操作、表示内容等を分かりやすくするため、音声や視認性の向上、光などによる情報を提供する。

### ●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 階段等の他の移動手段と選択しやすいよう配置する。
- ・ 車いす使用での乗降のしやすさ、安全性を考慮したエレベーターを設置する。かごの大きさについては、施設の目的や規模、利用状況を考慮して大きくする。
- ・ 乗場ボタンやかご内のボタン、インターホンは、上肢障害や手指の巧緻性によらず操作しやすいものを、車いす使用者に配慮した高さに設ける。
- ・ 視覚障害に配慮し、少し離れた所からでもエレベーターの位置が分かるように音声などで誘導する。また、音や触覚、光などにより、乗り降りや操作に必要な情報提供を行う。
- ・ 聴覚障害に配慮し、音や声で案内する内容は、電光文字や光など、視覚的にも確認できるようにする。

### ●安全な空間づくり

- ・ 乗降時の衝突防止などのために、扉に透過部分を設ける。
- ・ 乗降ロビーでは車いす使用者が階段から転落する危険性がないようにするなど安全に利用できる空間や安全装置を確保する。
- ・ 非常時に聴覚障害者が、音声によらず外部と連絡がとれるようにする。

エレベーターを階段、エスカレーターと併設



エレベーター整備例



エスカレーターは運送力が大きい上下移動のための設備であるが、利用者が転倒しやすい危険な箇所である。

原則、エスカレーターのみへの対応は避け、エレベーターで対応する。エスカレーターを設置する場合は、安全性に十分配慮する。

### ●共用できる空間づくり

- ・ 高齢者や下肢障害者が乗降しやすいよう、足元の明るさの確保や段鼻の色を変えるなどエスカレーターの動きを視覚的に示す。
- ・ 危険防止のため、進入の可否の表示や音声による案内を行う。

### ●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 移動手段を選択できるように、エスカレーターは、エレベーターや階段と見通しよく設置する。

### ●分かりやすい空間づくり

- ・ 所在などを分かりやすくするため、施設内でエスカレーターの仕様や各階での配置を統一する。

### ●安全な空間づくり

- ・ エスカレーターの速度を遅くする（20m/分）ことや、乗降口に手すりを設置することなどにより安全性を高める。
- ・ 注意喚起のため、エスカレーターの上端、下端に視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。

階段、エレベーターと見通しよく設置されたエスカレーター整備例



エスカレーターの整備例



便所は、生活する上で必要不可欠な設備であり、高齢者や障害者等が積極的に街に出て行くためには、すべての人が利用できる便所の整備が必要である。

便所の所在や内部レイアウトを分かりやすくし、様々な障害に配慮した設備や空間スペースの確保が必要である。その一つに、様々な障害に配慮し、多様な機能を特定の便房に集約する多機能便房を整備する手段もあるが、近年多機能便房へ利用者が集中している等の傾向を踏まえ、多機能便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮する必要がある。

### ●共用できる空間づくり

- ・ 便所は分かりやすく、利用しやすい位置に設置し、男女の別などを絵やマーク、色、大活字などにより分かりやすく案内する。
- ・ 出入口や便房の戸をまわりの壁と明確に色分けするなど、空間や配置が分かりやすい照明や色使いを行う。
- ・ 便房の使用状況を分かりやすくする。
- ・ 便所は、高齢者等の利用に配慮し、段を設けず、滑りにくい床仕上げとする。
- ・ ボタンや手すりの設置位置、便器の様式など高齢者等の利用に配慮したものとする。
- ・ 便房のドアやかぎは、上肢が不自由な人などが開閉しやすく、施錠しやすいものとする。
- ・ 一般の便所においても、空間にゆとりを持たせるなど、車いす使用者や乳幼児連れが使用できるように整備する。
- ・ 洗面台においては、台の高さ、水栓器具の方式、手すりの設置などについて配慮する。
- ・ 照明、洗浄などの自動化にあたっては、障害者の利用形態を考慮し、かえって不便にならないよう留意する。

### ●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 建築物の用途によっては、様々な利用者を想定した多機能便所を、用途・規模によって適切に配置（個数、位置）する。特定の障害を持つ利用者が多く見込まれる場合は、その機能に対応した便所の設置に配慮する。
- ・ 車いす使用時の便座に対してのアプローチ、あるいは介助者による場合などを考慮し、便座の周囲に十分な広さを確保する。
- ・ 利用に必要な設備・備品を適切に配置する。
- ・ 扉は車いす使用者が容易に開閉でき、通過できるものとする。
- ・ オストメイトが利用できる設備を設置する。
- ・ 視覚障害者が器具の配置を探り当てやすいよう、予想しにくい位置への配置、多くのボタン類の配置等を避ける。また、点字や触知図、音声などによる案内を行う。

- ・ 車いす使用者用便房及びオストメイト用設備を有する便房のほかに、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房も設置する。
- ・ 多機能便房を設置する場合は、利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置すること。

### ●分かりやすい空間づくり

- ・ 施設内の便所について男女の別、内部レイアウトや器具配置、鍵の形式、ボタン類など、基本的な設計を統一し便所を計画する。
- ・ 配慮した内容が分かるように、便所の入口や案内図にマークなどにより表示する。

### ●使いやすい空間づくり

- ・ 介助者の性別によらず、介助、おむつ交換、幼児の利用などができるように考慮する。
- ・ 手荷物棚や洋服掛けなど、利用するにあたって便利な設備等を、基本的な使用を妨げない位置に、安全なものを設置する。

### ●安全な空間づくり

- ・ 転倒や体調の変化に対応するため緊急通報ボタンを設置する、救出しやすくするなど考慮する。

車いす使用者も利用可能な一般便房の整備例



多機能な便房の整備例

